

平成29年度社会福祉施設 指導監査の指摘例

三重県子ども・福祉部福祉監査課
法人監査班 堀口和宏
平成30年7月3日(火)

凡例



主な指摘類型

- | | |
|---------|---------|
| 1.虐待防止 | 6.職員研修 |
| 2.事故防止 | 7.処遇計画等 |
| 3.苦情解決 | 8.衛生管理 |
| 4.災害対策 | 9.労働環境 |
| 5.不審者対策 | 10.預り金 |

1.虐待防止

1-1.虐待防止(参考)

老人

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。

介護職員その他の従業員に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

特養条例第25条第8項、養護条例第13条第4項、介護老人保健施設条例第10条第6項

1-2.虐待防止

老人

ナースコールについて、利用者の手の届く位置に据え置くこと。なお、利用者の安全確保等を考慮して設置しない場合は、代替措置を講じること。

三重県特別養護老人ホームの設置及び運営に関する基準を定める条例施行規則第21条第1号イ(9)ほか/高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条)

1-3.虐待防止



身体拘束について、終期を設定すること。身体拘束前の状況のみならず、拘束中の態様及び時間、心身の状況についても記録すること。

三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第12条第4項及び第5項 / 「身体拘束ゼロへの手引き(平成13年3月)」

1-4.虐待防止



身体拘束等をやむを得ず行う場合は、施設全体で必要性について検討するとともに、家族等に説明し同意を得ること。また、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第10条第4項及び第5項ほか / 「身体拘束ゼロへの手引き」平成13年3月厚生労働省

1-5.虐待防止 6-1.職員研修

共通

虐待防止に向けた取組として、虐待防止マニュアル等の整備、職員研修の実施等を検討してください。

1-6.虐待防止

保育

施設の運営についての重要事項(運営規程)について、虐待の防止のための措置に関する事項等を規定すること。

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条第2項/同条例施行規則第7条の2ほか



2.事故防止

2-1.事故防止

共通

ヒヤリハット及び事故報告について、職員間で情報共有すること。また、ヒヤリハット事例について、様式を定め記録するよう努めること。

保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第177号)第3章3(2)ア(「保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)第5章の2の(二)のア)

2-2.事故防止

共通

事故対応について、家族への連絡、市への報告などを整理したマニュアルを整備すること。

三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第19条第2項 / 同施行規則第9条 / 参考:「介護保険相談・苦情・事故発生時の対応マニュアル(平成22年4月改訂版)」三重県健康福祉部長寿社会室)ほか

2-3.事故防止

保育

認定

睡眠時チェックリストについて、顔の向き等具体的な記入とするよう検討してください。

例) ↑↑↑ →→

保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第177号)第3章3(2)イ(「保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)第5章の2(二)ア)

2-4.事故防止



遊具の業者点検について、指摘については速やかに改善すること。

「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」雇児総発第0829002号平成20年8月29日厚生労働省課長通知)

2-5.事故防止

4-1.災害対策



棚上の加湿器に転倒防止対策を実施すること。 / 棚上のはさみ等が落下しないよう、対策すること。

保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第177号)第3章3(2)ア(「保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)第5章の2の(二)のア)

2-6.事故防止



早朝及び夕方の園児在園時間の保育
教諭等の配置は、2名以上とすること。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運
営に関する基準を定める条例施行規則第3条ただし書

3.苦情解決

3-1. 苦情解決

共通

苦情解決について、第三者委員を複数
名選任するとともに、苦情解決の仕組み
を家族等に周知すること。

社会福祉法第82条 / 「社会福祉事業の経営者による
福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針につ
いて」平成12年6月7日障第452号、社援第1352号、老発第
514号、児発第575号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、
社会・援護局長、老健局長、児童家庭局長通知(別紙)「社
会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解
決の仕組みの指針」2の(3)及び3の(1))

3-2. 苦情解決

共通

苦情解決について、第三者委員の連絡
先をポスター等を施設内の見やすい場所
に掲示するなど利用者等に周知すること。

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
第19条第1項 / 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関す
る苦情解決の仕組みの指針について」平成12年6月7日障第452号、
社援第1352号、老発第514号、児発第575号厚生省大臣官房障害保
健福祉部長、社会・援護局長、老健局長、児童家庭局長通知(別紙)
「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕
組みの指針」(最終改正:平成29年3月7日)3の(1))



4.災害対策

4-2.災害対策

共通

地震対策について、テレビ、棚、ロッカー等に転倒防止対策を実施すること。

三重県防災対策推進条例第25条

4-3.災害対策

共通

避難経路図を作成し、見やすい場所に
掲示すること。

「消防法施行規則第4条の2の6第1項第2号、第3号及び
第7号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事
項等を定める件(平成14年消防庁告示第12号)」第一の四

4-4.災害対策

共通

風水害対策について、利用者の安全を
確保するための方策を検討し、危機管理
マニュアル等に盛り込むこと。

三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する
基準を定める条例第7条第1項ほか

4-5.災害対策

共通

災害対策について、貴所の立地条件を考慮し、想定される地震による津波、風水害等の際の避難等の防災対策についての危機管理マニュアル等を見直すこと。

4-6.災害対策

共通

消防計画に基づく施設内自主点検について、貴施設の消防計画に基づき実施すること。

消防法施行規則第4条の2の6第1項第2号 / 「消防法施行規則第四条の二の六第一項第二号、第三号及び第七号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項を定める件」平成14年消防庁告示第12号第一の二)

4-7.災害対策



防災訓練について、夜間又は夜間想定訓練を年1回以上実施すること。

「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」昭和62年9月18日社施第107号厚生省社会・児童家庭局長連名通知)

4-8.災害対策



避難訓練とともに、消火訓練を毎月1回以上実施し記録に残すこと。

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第2項)



5.不審者対策

5-1.不審者対策

共通

不審者の立ち入り等に関する体制・マニュアルを整備してください。

児童福祉施設等における児童の安全の確保について平成13年6月15日雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)

参考:「地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブック」平成30年4月26日事務連絡「社会福祉施設等の防犯に係る安全確保対策に関する調査研究事業」の結果について(報告)厚生労働省社会・援護局福祉基盤課



6.職員研修



6-2.職員研修

共通

所外研修の結果については、所内研修、
供覧等により関係職員あて周知してくださ
い。

6-3.職員研修

保育

保育士の自らの保育実践を振り返り専門性の向上及び課題の改善を行う自己評価を行うこととともに、その評価及び保育の展開に基づき保育所の自己評価を行い、公表すること。)

「保育所保育指針」第四章の2の(一) / 参考:「保育所における自己評価ガイドライン」平成21年3月厚生労働省)

7.処遇計画等

7-1.処遇計画等

共通

処遇計画(個別支援計画)について、多職種で検討・策定したことが分かるようにするとともに、提供するサービス(体位交換・頻度等)をもれなく記載すること。

三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第12条第2項)

7-2.処遇計画等

保育
認定

保育課程・年間指導計画について、職員会議等での検討経過を記録を残すこと。

「保育課程・指導計画作成の手引」(平成21年3月
三重県健康福祉部こども局こども家庭室

7-3.処遇計画等



施設基準について、ほふく室の実面積が基準面積を下回っているので、現在の園児に不利益にならないよう是正すること。

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する規準を定める条例施行規則(以下「規則」という。)第28条第3項)

8.衛生管理

8-1.衛生管理

共通

浄化槽について、年1回の法定検査を受けること。

浄化槽法第11条第1項

8-2.衛生管理

共通

受水槽について、有効容量が 10 m^3 を超えているので、指定検査機関による定期的な法定検査を実施すること。

水道法第34条の2 / 同法施行令第2条 / 同法施行規則第56条

8-3.衛生管理

老人

衛生管理について、感染症対策委員会を概ね3か月に1度開催すること。

三重県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則第8条)

8-4.衛生管理

保育
認定

プールの水質検査について、残留塩素濃度を適正な範囲(0.4 ~ 1.0mg/L)に保つこと。

2012年改訂版保育所における感染症対策ガイドライン(平成24年11月))

8.-5衛生管理



医務室について、園児が安心して静養できる環境を整えること。

三重県児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める
条例第43条第1号)

8-6.衛生管理



感染症対応マニュアルについて、「2012年改訂版保育所における感染症対策ガイドライン」(平成24年厚生労働省)に対応したものに整理すること。

9.労働環境

9-1.労働環境

共通

就業規則について、妊産婦の労働時間制限について、「請求があれば、時間外、休日労働及び深夜業をさせてはならない」旨の規定を設けること。

労働基準法第66条及び第89条

9-2.労働環境

共通

雇入時及び定期の職員の健康診断について、必須検査項目に漏れのないように実施すること。また、雇入時及び定期健康診断の費用は、法人負担とすること。

労働安全衛生規則第43条及び第44条 / 労働安全衛生法第66条 / 「労働安全衛生法および同法施行令の施行について」昭和47年9月18日基発第602号労働省労働基準局長通達 の13の(2)のイ)

9-3.労働環境

共通

時間単位の年次有給休暇について、就業規則に規定するとともに、所定の事項を職員の過半数を代表する者と労使協定で定めること。

労働基準法第39条第4項及び第89条 / 同法施行規則第24条の4)

9-4.労働環境

共通

パートタイム労働者の雇用契約書について、次の事項を明示すること。

- (1) 所定労働時間を超える労働の有無
- (2) 昇給、退職手当及び賞与の有無
- (3) 退職に関する事項(解職の事由を含む)
- (4) **雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口**

労働基準法第15条第1項/同法施行規則第5条 / 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条/同法施行規則第2条)

9-5.労働環境

共通

衛生推進者について、必要な講習を受講し、選任を行うこと。また、選任した場合は施設内で掲示するなど職員への周知を行うこと。

労働安全衛生法第12条及び第12条の2 / 同法施行令第4条 / 労働安全衛生規則第7条から第12条の4まで、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」平成8年健康診断結果措置指針公示第1号、2の(5)の八)

9-6.労働環境

共通

「育児・介護休業等に関する規程」について、育児介護・休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)が平成29年1月1日及び同年10月1日に改正施行されているので、改正に合わせて規程を見直すこと。

10.預り金

10-1.預り金



遺留金品の引き渡しについては、明細
(預金通帳の写し等)を添付・保存すること。

10-2.預り金



保険証等の預りについて、入所の際は保管依頼書、
退所の際は引渡書を徴すること。その際は、2名以上
の職員が立会い、受領書等において立会人連署によ
る証を残すこと。

